



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（危機管理課）…………… 4
- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 5
- 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（ 〃 ）…………… 5
- 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 6

規則

- 大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則（人事課）…………… 7
- 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（ 〃 ）…………… 11
- 条件付採用の期間の延長を定める規則（ 〃 ）…………… 20
- 職員の臨時的任用に関する規則（ 〃 ）…………… 20
- 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係規則の整理に関する規則（ 〃 ）…………… 21
- 大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則（保育課）…………… 32

訓令

- 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係訓令の整理に関する訓令（人事課）…………… 32
- 大和高田市敬老会演芸業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を
廃止する訓令（社会福祉課）…………… 33

告示

- 大和高田市老人ホーム入所措置等実施要綱の一部を改正する告示（社会福祉課）…………… 33
- 行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示（企画広報課）…………… 34
- 大和高田市立幼稚園預かり保育実施要綱（学校教育課）…………… 35
- 5月市議会定例会の招集（財政課）…………… 37
- 指定緊急避難場所及び指定避難所の変更（危機管理課）…………… 38
- 放置自転車等の移動、保管（生活安全課）…………… 40
- 大和高田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱（産業振興課）…………… 41
- 指定地域密着型サービスの事業の指定の届出（介護保険課）…………… 45
- 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第2号）等の要領の公表（財政課）…………… 45
- 引取りのない自転車等の処分（生活安全課）…………… 48
- 公示送達（収納対策室）…………… 48
- 公示送達（ 〃 ）…………… 48
- 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）の要領の公表（財政課）…………… 49
- 公示送達（税務課）…………… 50
- 令和2年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の要領の公表（
財政課）…………… 50

公告

- 片塩中学校南館特別教室木製建具改修工事に関する条件付き一般競争入札公告
（契約監理室）…………… 51
- 農用地利用集積計画の縦覧（産業振興課）…………… 53
- 令和2年度大和高田市職員採用試験の実施に関する公告（人事課）…………… 54

○消防設備定期点検業務（市内8小学校）に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	58
○消防設備定期点検業務（市内3中学校、6幼稚園、公立2認定こども園及び6保育所）に関する条件付き一般競争入札公告（ 〃 ）	61
教育委員会	
○大和高田市教育委員会が保有する公文書の開示に関する規則及び大和高田市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則（教育総務課）	63
○大和高田市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（ 〃 ）	64
○大和高田市立幼稚園預かり保育実施規則を廃止する規則（学校教育課）	68
○大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（商業高校事務管理課）	69
○大和高田市適応指導教室設置規則（青少年課）	70
○大和高田市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則（教育総務課）	74
○大和高田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程（ 〃 ）	75
○大和高田市教職員等の私有自動車等の公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令（ 〃 ）	75
○令和2年度大和高田市立中学校給食調理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（ 〃 ）	75
○大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示（学校教育課）	76
○大和高田市学校水泳監視員派遣要綱の一部を改正する等の告示（教育総務課）	79
○生徒派遣費補助要綱の一部を改正する告示（学校教育課）	80
○大和高田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示（ 〃 ）	81
○大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示（商業高校事務管理課）	81
○大和高田市かたらい教室指導者に関する要綱を廃止する告示（青少年課）	81
○大和高田市かたらい教室設置要綱を廃止する告示（ 〃 ）	82
○大和高田市スポーツ大会出場者派遣費補助要綱の一部を改正する告示（体育振興課）	82
選挙管理委員会	
○選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会事務局）	82
農業委員会	
○大和高田市農業委員会が保有する公文書の開示に関する規則及び大和高田市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則（農業委員会事務局）	83
○大和高田市農業委員会規程の一部を改正する規程（ 〃 ）	83
○農業委員会6月定例委員会の招集（ 〃 ）	83
公営企業	
○大和高田市上下水道事業決裁規程等の一部を改正する等の規程（水道総務課）	84

公布された条例のあらまし

◇大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

1 理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正を受け、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を改定するほか、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率等について、所要の規定整備を行うものです。

2 内容

- 1 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者、又は応急措置従事者の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に引き上げます。(第5条関係)
- 2 非常勤消防団員又は非常勤水防団員の補償基礎額を引き上げます。(別表関係)
- 3 障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改めます。(附則第3条の4及び第4条関係)
- 4 その他所要の改正

3 施行期日

公布の日（令和2年4月1日から適用）

◇特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

新型コロナウイルス感染症の拡大による各所への影響を踏まえ、市長の期末手当の減額を行いその減額分を感染症拡大防止策や地域経済等への支援策などの財源の一部とするため、所要の改正を行うものです。

2 内容

令和2年6月分の市長の期末手当の額について、現行の15%の減額に加え、30万円を減額することとします。(新附則第12項関係)

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 理由

教育職の職員に支給する特殊勤務手当の額を改正する県規則の施行を受け、同一労働同一賃金の観点から本市条例に定める特殊業務手当について県と同様の改正を行うほか、新型コロナウイルス感染症に対応して緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対し、防疫等作業手当を支給するため所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

- 1 特殊業務手当について、次の改正を行います。(第22条の2関係)
 - ① 修学旅行等における引率指導業務であって泊を伴うもの並びに対外運動競技等における引率指導業務であって泊を伴うもの並びに週休日及び休日勤務手当が支給される日に行うものに従事した場合に支給する特殊業務手当の額を次のとおり改めます。

改正前	改正後
第22条の2第2項第2号及び第3号の業務 <u>4,250円</u>	第22条の2第2項第2号及び第3号の業務であって <u>8時間程度行うもの</u>

	5,100円
--	--------

- ② 部活動指導業務であって週休日等に行うものに従事した場合に支給する特殊業務手当の額を次のとおり改めます。

改正前	改正後
第22条の2第2項第4号の業務 ア 4時間程度行う業務 3,000円 イ 4時間程度行う業務で泊を伴うもの 3,400円	第22条の2第2項第4号の業務であつて3時間程度行うもの 2,700円

- 2 職員が、市立病院において、新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときに支給する特殊勤務手当について定めます。（第2条及び第36条の20関係）

- 3 その他所要の改正

3 施行期日

公布の日（第22条の2関係は令和2年4月1日、第2条及び第36条の20関係は令和2年3月1日から適用）

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす経済的な影響の緩和を図るため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税に係る特例措置を講ずるための地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

- 1 中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する事業の用に供する家屋及び構築物のうち、同法の施行の日から令和3年3月31日までに取得されたものに係る取得後3年度分の固定資産税に係る課税標準の特例割合を零とします。（附則第10条の2関係）
- 2 消費税率引上げに伴う経過措置として行う平成31年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車に対する環境性能割の税率の1%分軽減措置を、令和3年3月31日取得分まで延長することとします。（附則第15条の2の2関係）
- 3 地方税法附則第59条第1項の規定により新設された新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度により徴収猶予の申請があった場合において、当該申請に訂正が必要な場合の補正期間を20日と定めます。（附則第18条の16関係）

3 施行期日

公布の日

条 例

条例第18号

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大和高田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第5号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定

した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に、「10,600」を「10,670円」に、「11,500」を「11,550円」に、「12,400」を「12,440円」に、「8,800」を「8,900円」に、「9,700」を「9,790円」に、「10,600」を「10,670円」に改め、同表備考第1号中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大和高田市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

条例第19号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月20日

大和高田市長 堀内 大造

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

12 令和2年6月に支給する特別職の常勤の職員の期末手当のうち、市長に支給するものの額は、附則第5項の2の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から300,000円を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第20号

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第24号及び第25号を次のように改める。

(24) 防疫等作業手当に従事する職員の特殊勤務手当

(25) 削除

第22条の2第2項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 前項第2号及び第3号の業務であって8時間程度行うもの 5, 100円

(4) 前項第4号の業務であって3時間程度行うもの 2, 700円

第36条の20から第36条の23までを次のように改める。

(防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当)

第36条の20 防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が市立病院において、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。

第36条の21から第36条の23まで 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第24号の規定及び第36条の20の規定は令和2年3月1日から、第22条の2第2項第3号及び第4号の規定は令和2年4月1日から適用する。

条例第21号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月20日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第15条の2の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第18条の15の次に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)

第18条の16 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附則第29条中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規則第5号

大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように定める。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2の規定に基づき市長が任用する会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用)

第2条 会計年度任用職員は、その職務の遂行に必要な能力を有する者でなければならない。

2 会計年度任用職員の採用は競争試験又は選考によるものとし、任用する職に必要な学歴、資格、経験又は技能及び職務遂行能力の有無を考慮して行う。この場合において、必要に応じて筆記試験、面接試験、実技試験その他の方法を用いることができる。

(採用手続)

第3条 会計年度任用職員の採用手続は、会計年度任用職員任用書（様式第1号）及び会計年度任用職員任用通知書（様式第2号）により行うものとする。

(任期)

第4条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で市長が定める。

2 市長は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による会計年度任用職員の採用に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号（第3条関係）

(表面)

会計年度任用職員任用書

ふりが 氏名	_____		生年 月日	年 月 日
	印			
現住所	〒 _____			通勤方法
	電話番号 (_____)			
職種等		職務 内容		
勤務 場所		所属 部署		
任期	年 月 日	～	年 月 日	

勤務 時間等	◎任用形態 <input type="checkbox"/> フルタイム <input type="checkbox"/> パートタイム			
	◎勤務時間	1日 時間 分	時 分～ 時 分	
勤務 時間等	◎勤務日	<input type="checkbox"/> 週 日 (月 火 水 木 金 土 日)		
	<input type="checkbox"/> 月	日 ()		
	<input type="checkbox"/> 年	日 ()		
	◎休憩時間	分	◎時間外勤務の有無： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (頻度等：)	
特記すべき事項 (変則勤務等)				
休日				
休暇 ※1※2	社会保険※3		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (協会けんぽ・共済)	
	雇用保険※4		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
	災害補償制度			
給与等 ※5※6	基本給	手当 (手当に相当する報酬及び費用弁償を含む。)		
	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時間額 <input type="checkbox"/> その他 円	①地域手当：基本給の額に100分の4を乗じて得た額 <input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時間額 円		<input type="checkbox"/> 月末 <input type="checkbox"/> ()
		②時間外勤務手当： 時間外勤務をした時間に応じた額を支給		給与の支給日※7
		③通勤手当： <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給		<input type="checkbox"/> 当月 21日
		④期末手当： <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給		<input type="checkbox"/> 翌月 21日
		⑤退職手当： <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給		<input type="checkbox"/> ()
⑥その他の手当 ()		支給方法		
退職に 関する 事項	1. 定年:なし 2. 免職の事由:地方公務員法第28条第1項各号及び同法第29条第1項各号に掲げる事由 3. 免職の手続:職員の分限に関する条例第2条及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第3条の規定による手続			
再度の任 用に関する 事項	会計年度任用の職は、会計年度ごとに、職の必要性、予算及び職員の能力の実証の結果を考慮してその任用が見直されるものであり、一の任期の終了後、同じ者が再度任用されることを保証するものではない。			

(裏面)

【表面記載事項に係る注意事項】

※1：前年度から引き続かず新たに採用された場合は、採用の日から1月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した日の翌日に年次有給休暇を付与します。

※2：休暇の取得要件等は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定によります。

※3：健康保険（協会けんぽ）及び厚生年金保険又は地方公務員共済制度の対象となります。

※4：退職手当の支給対象となった場合は、雇用保険の対象でなくなります。

※5：支給額及び支給要件は、一般職の職員の給与等に関する条例の規定によります。

※6：退職手当は、週38時間45分以上勤務した日が引き続いて6月を超えるに至った後に退職した場合に、大和高田市職員の退職手当に関する条例に基づき支給します。

※7：給与が月額により定められている場合は当月払（一部の実績に基づく手当等は翌月払）、日額又は時間額により定められている場合は翌月払です。支給日が休日等である場合には、その直前の休日等以外の日に支給します。

【その他の注意事項】

1. 会計年度任用職員は、地方公務員法に定める一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く。）等）が適用され、分限処分及び懲戒処分の対象となります。
2. 採用された日から1月（延長される場合があります。）が経過するまでは、条件付採用期間です。その期間を良好な成績で勤務することで、初めて正式採用となります。
3. 一の任期の終了後、再度の任用により、引き続き新たな年度において任用された場合でも、その任用ごとに、条件付採用期間が設けられます。
4. 会計年度任用職員としての任用は、その人について客観的な能力の実証を行った上で判断されます。また、再度の任用により、複数の年度において引き続き同じ人が任用される場合、その職については、3年度に1回以上の公募を行います。これらの能力の実証や公募の結果、他の人が任用される場合があります。

備考

（会計年度任用職員として任用されるに当たっては、次の服務の宣誓を読み、署名、押印すること。）

ふくむ せんせい
服務の宣誓

わたし しゅけん こくみん そん みと にほんこくけんぽう そんちよう ようご
私は、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。

わたし ちほうじちほんし たい こうむ みにんしゆてき のうりつてき うんえい せきむ
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。

年 月 日

氏 名 印

様式第2号（第3条関係）
（表面）

会計年度任用職員任用通知書

ふりがな 氏 名			生年 月日	年 月 日
現住所	〒 ー			通勤方法
	電話番号（ ）			
職種等	職務 内容			
勤務 場所	所属 部署			
任期	年 月 日 ～ 年 月 日			

勤務時間等	◎任用形態 <input type="checkbox"/> フルタイム <input type="checkbox"/> パートタイム ◎勤務時間 <u>1</u> 日 時間 <u> </u> 分 <u> </u> 時 <u> </u> 分～ <u> </u> 時 <u> </u> 分 ◎勤務日 <input type="checkbox"/> 週 日 (月火水木金土日) <input type="checkbox"/> 月 日 () <input type="checkbox"/> 年 日 () ◎休憩時間 分 ◎時間外勤務の有無： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(頻度等：) 特記すべき事項 (変則勤務等)			
	休日			
休暇 ※1※2	社会保険※3		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(協会けんぽ・共済)	
	雇用保険※4		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
	災害補償制度			
給与等 ※5※6	基本給	手当(手当に相当する報酬及び費用弁償を含む。)	給与の締日	
	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時間額 <input type="checkbox"/> その他 円	①地域手当：基本給の額に100分の4を乗じて得た額 <input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時間額 円 ②時間外勤務手当： 時間外勤務をした時間に応じた額を支給 ③通勤手当： <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給 ④期末手当： <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給 ⑤退職手当： <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給 ⑥その他の手当 ()	<input type="checkbox"/> 月末 <input type="checkbox"/> ()	
			給与の支給日※7	<input type="checkbox"/> 当月 21日 <input type="checkbox"/> 翌月 21日 <input type="checkbox"/> ()
			支給方法	<input type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> ()
退職に関する事項	1. 定年:なし 2. 免職の事由:地方公務員法第28条第1項各号及び同法第29条第1項各号に掲げる事由 3. 免職の手続:職員の分限に関する条例第2条及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第3条の規定による手続			
再度の任用に関する事項	会計年度任用の職は、会計年度ごとに、職の必要性、予算及び職員の実証の結果を考慮してその任用が見直されるものであり、一の任期の終了後、同じ者が再度任用されることを保証するものではない。			

(裏面)

【表面記載事項に係る注意事項】

※1：前年度から引き続かず新たに採用された場合は、採用の日から1月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した日の翌日に年次有給休暇を付与します。

※2：休暇の取得要件等は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定によります。

※3：健康保険（協会けんぽ）及び厚生年金保険又は地方公務員共済制度の対象となります。

※4：退職手当の支給対象となった場合は、雇用保険の対象でなくなります。

※5：支給額及び支給要件は、一般職の職員の給与等に関する条例の規定によります。

※6：退職手当は、週38時間45分以上勤務した日が引き続いて6月を超えるに至った後に退職した場合に、大和高田市職員の退職手当に関する条例に基づき支給します。

※7：給与が月額により定められている場合は当月払（一部の実績に基づく手当等は翌月払）、日額又は時間額により定められている場合は翌月払です。支給日が休日等である場合には、その直前の休日等以外の日に支給します。

【その他の注意事項】

1. 会計年度任用職員は、地方公務員法に定める一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く。）等）が適用され、分限処分及び懲戒処分の対象となります。
2. 採用された日から1月（延長される場合があります。）が経過するまでは、条件付採用期間です。その期間を良好な成績で勤務することで、初めて正式採用となります。
3. 一の任期の終了後、再度の任用により、引き続き新たな年度において任用された場合でも、その任用ごとに、条件付採用期間が設けられます。
4. 会計年度任用職員としての任用は、その人について客観的な能力の実証を行った上で判断されます。また、再度の任用により、複数の年度において引き続き同じ人が任用される場合、その職については、3年度に1回以上の公募を行います。これらの能力の実証や公募の結果、他の人が任用される場合があります。

備 考

地方公務員法第22条の2及び大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則に基づき、同条第1項第1号に規定する会計年度任用の職に任用します。

年 月 日

大和高田市長

印

規則第6号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を次のように定める。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号。以下「勤務時間等条例」という。）第19条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 第1号会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（2） 第2号会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

（1週間の勤務時間）

第3条 第1号会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分未満の範囲内で、任命権者が定める。

2 第2号会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

3 任命権者は、職務の特殊性又は当該事業所の特殊の必要により前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする会計年度任用職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、第1号会計年度任用職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、第1号会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務時間等条例第4条第2項の規定の例により、4週間ごとの期間につき8日の週休日(第1号会計年度任用職員にあっては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該事業所の特殊の必要(第1号会計年度任用職員にあっては、当該第1号会計年度任用職員の勤務の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(第1号会計年度任用職員にあっては8日以上)の週休日を設けることが困難である会計年度任用職員について、市長と協議して、同項ただし書の規定の例により、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(第1号会計年度任用職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該第1号会計年度任用職員の勤務の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(週休日の振替等)

第6条 週休日の振替等については、勤務時間等条例第5条の規定の例による。この場合において、同条中「第3条第1項又は前条」とあるのは「第4条第1項又は前条」と、「第3条第2項又は前条」とあるのは「第4条第2項又は前条」とする。

(休憩時間)

第7条 会計年度任用職員の休憩時間については、勤務時間等条例第6条の規定の例による。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 任命権者は、勤務時間等条例第8条第1項の規定の例により、第3条から第6条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、同条例第8条第2項の規定の例により、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、勤務時間等条例第8条の3の規定の例による。この場合において、同条第4項中「第15条第1項」とあるのは、「別表第3の第5号」とする。

(時間外勤務代休時間)

第10条 会計年度任用職員の時間外勤務代休時間については、勤務時間等条例第8条の4の規定の例による。この場合において、同条第1項中「時間外勤務手当を」とあるのは「時間外勤務手当(同条第8項の規定により支給する時間外勤務手当に相当する報酬を含む。以下この項において同じ。)

を」と、「第3条第2項、第4条又は第5条」とあるのは「第4条第2項、第5条又は第6条」と、「第10条第1項」とあるのは「第12条」とする。

(休日)

第11条 会計年度任用職員の休日については、勤務時間等条例第9条の規定の例による。

(休日の代休日)

第12条 会計年度任用職員の代休日の指定等については、勤務時間等条例第10条の規定の例による。この場合において、同条第1項中「第8条の4第1項」とあるのは、「第10条」とする。

(休暇の種類)

第13条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、週によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては別表第1の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1の年度の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数とする。

2 新たに会計年度任用職員となった者については、その者が新たに会計年度任用職員となった日から1月間継続勤務(原則として任命権者を同じくする職において、その任用形態が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務をいう。以下同じ。)し、全勤務日の8割以上出勤した場合に前項の年次有給休暇を与えるものとする。

3 その勤務の態様が任期を通じて継続勤務に該当しないと任命権者が認める会計年度任用職員については、前項の規定にかかわらず、その者を新たに会計年度任用職員となった者とみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「1月間」とあるのは、「6月間」とする。

4 当該年度の中途において新たに会計年度任用職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる会計年度任用職員(週以外の期間によって勤務日が定められている者を除く。)の年次有給休暇の日数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により得た年次有給休暇の日数に、その者が当該年度において在職する月数(1月に満たない期間は、1月とする。)を12で除して得た数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

5 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

6 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

7 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、当該年次有給休暇を与えられた会計年度任用職員の勤務日1日当たりの勤務時間(1分未満の端数があるときはこれを切り捨てた時間。以下同じ。)をもって1日とする。

8 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(特別休暇)

第15条 任命権者は、別表第2の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の有給の休暇を会計年度任用職員(同表第8号に掲げる場合にあっては、6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員(週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))に対して与えるものとする。

2 任命権者は、別表第3の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の無給の休暇

を会計年度任用職員(同表第4号から第7号まで及び第11号に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げる同表の休暇の区分に応じ、当該各号に定める会計年度任用職員に限る。)に対して与えるものとする。

(1) 同表第4号及び第5号に掲げる休暇 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1の年度の勤務日が121日以上であるものであつて、6月以上継続勤務しているもの

(2) 同表第6号に掲げる休暇 同号に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1の年度の勤務日が121日以上であるものであつて、任命権者を同じくする職(以下この項において「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないもの

(3) 同表第7号に掲げる休暇 初めて同号の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1の年度の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであつて、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

(4) 同表第11号に掲げる休暇 6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員(週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1の年度の勤務日が47日以下であるものを除く。)

3 別表第3第4号又は第5号に掲げる休暇の単位は、1日又は1時間(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、1時間。ただし、当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であつて1時間未満の端数があるもののすべてを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)とする。ただし、これらの休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

4 別表第3第6号に掲げる休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該休暇と要介護者を異にする同表第7号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内とする。

5 別表第3第7号に掲げる休暇の単位は、30分とし、当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(同号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあつては、当該減じた時間)の範囲内(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内)とする。

6 前3項に規定するもののほか、特別休暇の単位は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

(特別休暇の承認)

第16条 特別休暇については、勤務時間等条例第17条の例により、任命権者の承認を受けなければならない。

(特に必要と認める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第17条 市長が特に必要と認める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第3条から前

条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定めることができる。

（委任）

第18条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1の年度の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
年次有給休暇の日数	20日	15日	11日	7日	3日

備考 1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるものについては、1週間の勤務日の日数が5日以上であるものとみなす。

別表第2（第15条関係）

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
(4) 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間

<p>(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(6) 会計年度任用職員の親族（別表第4の左欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>別表第4の左欄に掲げる親族の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間</p>
<p>(7) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>市長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間</p>
<p>(8) 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年の7月から9月までの期間における、週休日、第10条の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する6日（1週間当たりの勤務日数が5日に満たない会計年度任用職員にあつては、6日に当該会計年度任用職員の1週間当たりの勤務日数を乗じて得た数を5日で除して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））の範囲内の期間</p>
<p>(9) 妊娠中の女子の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p>	<p>当該会計年度任用職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間</p>

別表第3（第15条関係）

事由	期間
<p>(1) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>(2) 女子の会計年度任用職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>
<p>(3) 生後1年に達しない子（勤務時間等条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。第5号ア及びウを除き、以下同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判</p>

	<p>所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>
<p>(4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長の定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間</p>
<p>(5) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第7号までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の市長の定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母 イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で市長の定めるもの</p>	<p>1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあつては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間</p>

<p>(6) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、任命権者が、市長の定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>指定期間内において必要と認められる期間</p>
<p>(7) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>
<p>(8) 女子の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(9) 女子の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(10) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(11) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前3号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>1の年度において、週によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては別表第5の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1の年度の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間</p>
<p>(12) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(13) 妊娠中の女子の会計年度任用職員及び産後1年を経過しない女子の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導</p>	<p>妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に</p>

又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間
(14) 妊娠中の女子の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

別表第4（第15条関係）

親族	日数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日

別表第5（第15条関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1の年度の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

備考 1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるものについては、1週間の勤務日の日数が5日以上であるものとみなす。

規則第7号

職員の条件付採用の期間の延長に関する規則を次のように定める。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

職員の条件付採用の期間の延長に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項を定めるものとする。

(条件付採用の期間の延長)

第2条 職員が条件付採用の期間の6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

規則第8号

職員の臨時的任用に関する規則を次のように定める。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

職員の臨時的任用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第2条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、市長の承認を得て、現に職員(臨時的に任用された職員を除く。)でない者を臨時的に任用することができる。この場合において、第1号の規定により臨時的任用を行おうとするときは、市長の承認があったものとみなす。

(1) 災害その他重大な事故のため、地方公務員法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合

(2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合
(臨時的任用の期間の更新)

第3条 臨時的任用の期間は、市長の承認を得て、6月を超えない期間で更新することができるが、再度の更新をすることはできない。

(補則)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に地方公務員法の規定により臨時的任用されている職員については、この規則の相当規定により、任用されたものとみなす。

規則第10号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係規則の整理に関する規則

(大和高田市会計管理者の補助組織の設置に関する規則の一部改正)

第1条 大和高田市会計管理者の補助組織の設置に関する規則(平成19年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「、共済費、賃金」を「及び共済費」に、「及び支出命令書」を「並びに支出命令書」に改める。

(大和高田市文書規則の一部改正)

第2条 大和高田市文書規則(平成11年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「嘱託職員及び臨時職員」を「非常勤職員」に改める。

第21条第5項中「臨時職員」を「非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」に改める。

(大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第3条大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則(平成30年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第5条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

第6条中「昇級」を「昇給」に改める。

(職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部改正)

第4条 職員の営利企業等の従事制限に関する規則(平成10年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「職員」の次に「(非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))」を加える。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第9条の7第1項中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改め、同条第2項第2号中「第10条第1項又は第3項」を「第10条第3項」に改め、同条第3項中「年次休暇」を「年次有給休暇」に改める。

第29条中「臨時」を「臨時的に任用された職員(常時勤務を要する職を占める者を除く。)」に改め、「再任用短時間勤務職員等」の次に「及び会計年度任用職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。))」を加え、「以下同じ。))」を「(以下「臨時又は非常勤の職員」という。))」に改める。

第30条中「職員の」の次に「週休日及び」を加える。

第31条第1項中「臨時」の次に「又は非常勤」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第2中「(20)」を「(24)」に、

「

<p>(3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢(しょう)血幹細胞移植のための末梢(しょう)血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子(条例8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢(しょう)血幹細胞移植のため末梢(しょう)血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認めるとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p>	
」を		
「		
<p>(3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢(しょう)血幹細胞移植のための末梢(しょう)血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢(しょう)血幹細胞移植のため末梢(しょう)血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認めるとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p>	
」に、		
「		
<p>(9) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間 (男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、</p>	

	又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
--	--

」を

「

(9) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
--	---

」に、

「

(19) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
---	------------

」を

「

(19) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない	必要と認められる期間
---	------------

と認められる場合	
(20) 女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(21) 妊娠中の女子職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
(22) 妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間
(23) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

」に改め

る。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第22条関係）

（表面）

休暇願等承認 兼 勤務整理簿

年 月～ 月			年次有給休暇	本年分	繰越分	計	所属				
就職： 月 日							職員番号				
退職： 月 日							氏名				
決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印
月 時	日～ 分	月 時 分	月 時	日～ 分	月 時 分	月 時	日～ 分	月 時 分	月 時	日～ 分	月 時 分
種別	計 日 時間		種別	計 日 時間		種別	計 日 時間		種別	計 日 時間	
理由 人事			理由 人事			理由 人事			理由 人事		
決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印
月 時	日～ 分	月 時 分	月 時	日～ 分	月 時 分	月 時	日～ 分	月 時 分	月 時	日～ 分	月 時 分
種別	計 日 時間		種別	計 日 時間		種別	計 日 時間		種別	計 日 時間	
理由 人事			理由 人事			理由 人事			理由 人事		
決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印
月 時	日～ 分	月 時 分	月 時	日～ 分	月 時 分	月 時	日～ 分	月 時 分	月 時	日～ 分	月 時 分
種別	計 日 時間		種別	計 日 時間		種別	計 日 時間		種別	計 日 時間	
理由 人事			理由 人事			理由 人事			理由 人事		
決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印
月 時	日～ 分	月 時 分	月 時	日～ 分	月 時 分	月 時	日～ 分	月 時 分	月 時	日～ 分	月 時 分
種別	計 日 時間		種別	計 日 時間		種別	計 日 時間		種別	計 日 時間	
理由 人事			理由 人事			理由 人事			理由 人事		

(裏面)

決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印
月時	日分	月時	日分	月時	日分	月時	日分	月時	日分	月時	日分
種別	計	日	種別	計	日	種別	計	日	種別	計	日
理由	人事	理由	人事	理由	人事	理由	人事	理由	人事		
決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印
月時	日分	月時	日分	月時	日分	月時	日分	月時	日分	月時	日分
種別	計	日	種別	計	日	種別	計	日	種別	計	日
理由	人事	理由	人事	理由	人事	理由	人事	理由	人事		
決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印	決裁印	所属長	願出印
月時	日分	月時	日分	月時	日分	月時	日分	月時	日分	月時	日分
種別	計	日	種別	計	日	種別	計	日	種別	計	日
理由	人事	理由	人事	理由	人事	理由	人事	理由	人事		

No.	種別	理由（主な例）	種	理由（主な例）	種	理由（主な例）	種
①	年次有給休暇	公務傷病	②	生理休暇	③	リフレッシュ休暇	③
②	病欠休暇	私傷病（風邪等）	②	育児時間	③	妊産疾病	③
③	特別休暇	選挙権等の行使	③	妻の出産	③	妊産婦健診・保健指導	③
④	介護休暇	証人等出頭	③	子の看護のための休暇	③	妊産婦の休息・補食	③
⑤	組合休暇	ドナー休暇	③	親族の死亡	③	妊娠中の通勤緩和	③
⑥	休日の代休日	ボランティア休暇	③	父母の祭日（法要）	③	介護時間	④
⑦	職務専念義務免除	結婚（本人）	③	夏季休暇	③	人間ドック受診	⑦
⑧	欠勤	産前休暇	③	交通機関の事故等	③	無届け欠勤	⑧
		産後休暇	③	地震、水害、災害等	③		

※ **の休暇取得には、事前に任命権者の承認又は許可が必要です。**

（大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第2号及び第3号中「一般職の職員の給与に関する条例施行規則」を「一般職の職員

の給与等に関する条例施行規則」に改める。

(大和高田市職員の退職管理に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 大和高田市職員の退職管理に関する条例施行規則(平成28年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第6条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(大和高田市職員安全衛生規則の一部改正)

第8条 大和高田市職員安全衛生規則(平成5年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第23条中「臨時職員」を「臨時的に任用された職員」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年規則第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則

第1条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に、「給料等の支給」を「職員の給与等」に改める。

第1条の2の見出し中「給料月額」を「給料等の額」に改め、同条中「給料月額に」を「給料及び基本報酬(条例第2条第2項に規定する基本報酬をいう。以下同じ。)(以下「給料等」という。)の額に」に、「給料月額と」を「給料等の額と」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 法第22条の2第1項の規定により採用された職員(以下「会計年度任用職員」という。)

で同項第1号に掲げるもの 第4条の3第2項及び第3項

第2条の前の見出し中「給料」を「給料等」に改め、同条第1項中「給料」を「給料等」に、「同条第1項に規定する期間(以下「給与期間」という。)によるその月の21日とする」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする」に改め、同項ただし書中「規定する祝日法による休日」の次に「及び会計年度任用職員について定められた祝日法による休日」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 月額により支給する給料等 条例第5条第1項に規定する期間(以下「給与期間」という。)によるその月の21日

(2) 日額又は時間額により支給する基本報酬 給与期間によるその月の翌月の21日

第2条第2項から第4項までの規定中「給料」を「給料等」に改める。

第3条中「給料」を「給料等」に改める。

第4条の2の2第1項中「給料」を「給料等」に改め、同条第2項中「第7条の3第2項」を「第7条の3第2項から第4項まで」に、「月額」を「額」に改める。

第5条の4第2項ただし書中「正規の勤務時間」の次に「又は会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間」を加え、同条第3項第1号中「交通機関等通用期間」を「交通機関等 通用期間」に改める。

第5条の6に次の1項を加える。

2 平均1月当たりの通勤所要回数が5回に満たない職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の50」とあるのは、「100分の100」とする。

第5条の9第1項及び第5条の12第3項中「給料」を「給料等」に改める。

第5条の13第1項第1号中「交通機関等当該交通機関等」を「交通機関等 当該交通機関等」に改める。

第5条の17第2項中「給料の月額」を「給料等の額」に、「給料を」を「給料等を」に改める。

第6条第4項中「給料の月額」を「給料等の額」に改める。

第6条の2第1項中「第11条前段」を「第11条第1項前段」に、「第10条第1項」を「第8条の4第1項」に、「この条において同じ。当該正規の勤務日」を「この条において同じ。）(当該勤務日等」に、「第9条」を「第9条第1項」に、「次項」を「第3項」に、「正規の勤務日等」を「勤務日等」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第11条後段」を「第11条第1項後段」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第2号会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「勤務時間等条例第8条の4第1項に規定する勤務日等」とあるのは「第2号会計年度任用職員について定められた勤務日等」と、「勤務時間等条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間」とあるのは「第2号会計年度任用職員に割り振られた勤務時間」と、「同項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「第2号会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」とする。

第6条の5第2項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第9条中「第20条第7項」を「第20条第6項」に改める。

第10条の3の次に次の3条を加える。

(給料等の月額に相当する額)

第10条の4 条例第17条第4項の規定に基づき、月額以外の方法(次条第2項の規定により在職期間が通算されたことにより、当該在職期間において2以上の職に係る給料等の額が定められた場合を含む。)により支給する会計年度任用職員の給料等の額を月額に相当する額として算定する場合には、基準日における給料等の額を基礎として、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間について支給すべき給料等(第11条第2項第5号に掲げる期間に係るものを除く。)の額の合計額を在職月数(当該在職期間を月数に換算したものをいう。)で除して得た額をその者の給料等の月額に相当する額とする。

2 基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間について支給すべき給料等の額の合計額が零である場合又は前項に規定する在職月数が零である場合における同項の規定の適用については、同項中「月額以外の方法(次条第2項の規定に該当し在職期間が通算されたことにより、当該在職期間において2以上の職に係る給料等の額が定められた場合を含む。)」とあるのは「月額以外の方法」と、「基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間について支給すべき給料等の額の合計額を在職月数(当該在職期間を月数に換算したものをいう。)で除して」とあるのは「その者について定められた1週間当たりの勤務時間に応じた給料等の額に4を乗じて」とする。

(2以上の職に在職する会計年度任用職員の期末手当)

第10条の5 基準日において2以上の職に在職する会計年度任用職員に対しては、それぞれの職ごとに条例第17条第2項の規定により算定した期末手当を支給する。この場合における条例第17条の2第5号の基準日は、それぞれの職ごとに定められた基準日とみなす。

2 基準日に会計年度任用職員として在職する者が、基準日前において、基準日に会計年度任用職員として在職する職(以下この条において「基準日の職」という。)以外の職であって、基準日の職と任期又は勤務時間の定めを除き職務内容が同一であるものその他の任命権者が基準日の職と同一の職とみなして期末手当を支給することが相当であると認める職に在職していた場合は、それらの職に係る在職期間を通算して期末手当の額を算定することができる。

(条例第17条の2第5号に規定する市長が規則で定める基準)

第10条の6 条例第17条の2第5号に規定する市長が規則で定める基準は、当該年度における基準日の職(前条第2項に規定する基準日の職をいう。)(基準日の職以外の職であって、基準日の職と任期又は勤務時間の定めを除き職務内容が同一であるものその他の任命権者が基準日の職と同一の職とみなして任期を通算することが相当であると認める職を含む。以下この条において同じ。)に係る任期(次条第2項第5号に掲げる期間を除く。以下この条において同じ。)及び次

の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める期間を合算した期間が6月以上であることとする。

(1) 6月1日を基準日とする期末手当を支給する場合 当該年度の前年度の12月2日から3月31日までの期間において基準日の職に任用された会計年度任用職員としての任期

(2) 12月1日を基準日とする期末手当を支給する場合で、基準日の職の任期が当該年度の末日まで引き続かないこと及び同日の翌日において任期が2月以上の会計年度任用職員として基準日の職に任用されないことが明らかでない場合 2月

第11条第2項中「掲げる期間」の次に「(第10条の4第1項に規定する在職月数の基礎とする場合にあっては、第5号に掲げる期間)」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間が20時間未満である期間については、その全期間

第12条第1項第1号中「企業職員」の次に「及び単純な労務に雇用される者」を加える。

第12条の2第1項及び第12条の4第1項中「第20条第8項」を「第20条第7項」に改める。

第17条第2項第5号及び第6号中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

(一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正)

第10条 一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和33年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

第2条第1号中「受ける者」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条第1項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

別表第2中「3年制の短期大学の卒業」を「3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」に、「2年制の短期大学の卒業」を「2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」に改める。

(宿日直手当支給規則の一部改正)

第11条 宿日直手当支給規則(昭和34年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(管理職手当支給規則の一部改正)

第12条 管理職手当支給規則(昭和33年規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正)

第13条 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第34条第4項の規定に基づき救急医療に対応するために待機する職員に支給する特殊勤務手当を定める規則の一部改正)

第14条 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第34条第4項の規定に基づき救急医療に対応するために待機する職員に支給する特殊勤務手当を定める規則(平成20年規則第5号)の一部を次のように改正する。

本則第1項中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に

改める。

（大和高田市立病院資格等手当支給規則の一部改正）

第15条 大和高田市立病院資格等手当支給規則（平成26年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

（大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第16条 大和高田市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成2年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「する職員」の次に「（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）」を加える。

別表中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

（大和高田市会計規則の一部改正）

第17条 大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「、賃金」を削る。

別表第1 営繕住宅課の項中「及び大和高田市営住宅等家賃徴収嘱託員に関する要綱（平成3年告示第11号）第3条第2項に規定する嘱託員」を削る。

別表第2中

「

6 恩給及び退職年金	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書	支出負担行為兼支出命令書によることができる
7 賃金（長期雇用職員）	雇入れのとき 支出決定のとき	賃金単価、雇用人員及び雇用期間の積算額	賃金支給明細書	支出負担行為兼支出命令書によることができる
		支出しようとする額	賃金支給明細書	

」を

「

6 恩給及び退職年金	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書	支出負担行為兼支出命令書によることができる
------------	---------	-----------	-----	-----------------------

」に、

「8 報償費」を「7 報償費」に、「9 旅費」を「8 旅費」に、「10 交際費」を「9 交際費」に、「11 需用費」を「10 需用費」に、「12 役務費」を「11 役務費」に、「13 委託料」を「12 委託料」に、「14 使用料及び賃借料」を「13 使用料及び賃借料」に、「15 工事請負費」を「14 工事請負費」に、「16 原材料費」を「15 原材料費」に、「17 公有財産購入費」を「16 公有財産購入費」に、「18 備品購入費」を「17 備品購入費」に、「19 負担金補助及び交付金」を「18 負担金補助及び交付金」に、「20 扶助費」を「19 扶助費」に、「21 貸付金」を「20 貸付金」に、「22 補償補填及び賠償金」

を「21 補償補填及び賠償金」に、「23 償還金、利子及び割引料」を「22 償還金、利子及び割引料」に、「24 投資及び出資金」を「23 投資及び出資金」に、「25 積立金」を「24 積立金」に、「26 寄附金」を「25 寄附金」に、「27 公課費」を「26 公課費」に、「28 繰出金」を「27 繰出金」に改める。

(大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則の一部改正)

第18条 大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則(平成28年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第3条第3項第3号に規定する嘱託員」を「第22条の2第1項第1号に掲げる職員」に改め、同条第2項中「2年とし、再任を妨げない」を「任用された日の属する会計年度の末日までとする」に改め、同項ただし書を削り、同条第5項中「申し出て、その承認を受けなければならない」を「申し出るものとする」に改め、同条第6項を削る。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

(大和高田市家庭児童相談室設置規則の一部改正)

第19条 大和高田市家庭児童相談室設置規則(平成17年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第5条中「児童福祉支援員は」の次に「、前条第1項第2号に掲げる者のうち」を加える。

(大和高田市訪問看護ステーション居宅介護支援事業の運営に関する規則の一部改正)

第20条 大和高田市訪問看護ステーション居宅介護支援事業の運営に関する規則(平成22年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「臨時職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(大和高田市訪問看護ステーション居宅療養管理指導事業の運営に関する規則の一部改正)

第21条 大和高田市訪問看護ステーション居宅療養管理指導事業の運営に関する規則(平成22年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「臨時職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(大和高田市立病院医療職員住宅管理規則の一部改正)

第22条 大和高田市立病院医療職員住宅管理規則(昭和49年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(大和高田市営住宅条例施行規則の一部改正)

第23条 大和高田市営住宅条例施行規則(平成9年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「委嘱する」を「選任する」に改め、同条第3項中「報酬」を「謝礼」に改める。

(大和高田市税徴収嘱託員に関する規則及び大和高田市介護保険料徴収嘱託員に関する規則の廃止)

第24条 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 大和高田市税徴収嘱託員に関する規則(平成26年規則第16号)

(2) 大和高田市介護保険料徴収嘱託員に関する規則(平成12年規則第11号)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(様式に係る経過措置)

- 2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則様式第1号による用紙は、この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則様式第1号による休暇願等承認兼勤務整理簿とみなす。

規則第22号

大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市立こども園条例施行規則(平成22年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「大和高田市立幼稚園預かり保育実施規則(平成21年教育委員会規則第8号)」を「大和高田市立幼稚園預かり保育実施要綱(令和2年告示第60号)」に改め、「教育委員会」とあるのは「市長」と、「大和高田市立幼稚園保育料徴収条例(昭和28年条例第1号)第2条」とあるのは「大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則(平成27年規則第2号の2)別表第1」とを「教育時間」とあるのは「教育及び保育の時間」とに改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

訓 令

訓令第9号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和2年3月19日

大和高田市長 堀内 大造

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(大和高田市職員採用規程の一部改正)

第1条 大和高田市職員採用規程(平成21年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改める。

(大和高田市職員服務規程の一部改正)

第2条 大和高田市職員服務規程(昭和38年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項ただし書中「課長補佐以上の職員及び臨時的任用職員」を「一般職の職員の給与等に関する条例(昭和32年条例第63号)第15条の規定による管理職手当の支給を受ける職員、非常勤職員及び臨時的に任用された職員」に改める。

(大和高田市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正)

第3条 大和高田市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱(平成20年訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「臨時職員」を「臨時的に任用された職員及び非常勤職員」に改める。

(大和高田市職員ストレスチェック制度実施規程の一部改正)

第4条 大和高田市職員ストレスチェック制度実施規程(平成28年訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(職員等の旅費支給規程の一部改正)

第5条 職員等の旅費支給規程(平成22年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費等に関する条例」に改める。

（大和高田市立病院事務専決規程の一部改正）

第6条 大和高田市立病院事務専決規程（平成9年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「臨時雇用」を「臨時的任用」に改める。

（大和高田市立病院職員被服貸与規程の一部改正）

第7条 大和高田市立病院職員被服貸与規程（平成17年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に、「臨時職員及び非常勤嘱託職員」を「臨時的に任用された職員及び非常勤職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

訓令第14号

令和2年度大和高田市敬老会演芸業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年5月20日

大和高田市長 堀内 大造

令和2年度大和高田市敬老会演芸業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を廃止する訓令

令和2年度大和高田市敬老会演芸業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（令和2年訓令第6号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示

告示第51号

大和高田市老人ホーム入所措置等実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市老人ホーム入所措置等実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市老人ホーム入所措置等実施要綱（平成18年告示第102号の2）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この告示において、「老人ホーム」とは、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームをいう。

2 この告示において、「入所措置」とは、法第11条第1項第1号又は第2号の規定により老人ホームに入所を委託することをいう。

3 この告示において、「入所措置等」とは、入所措置及び法第11条第1項第3号の規定により養護受託者に委託することをいう。

第2条の見出し中「老人ホームへの」を削り、同条中「法第11条第1項第1号及び第2号の規定により、高齢者を養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）へ入所させ、又は入所を委託する措置」を「入所措置」に改める。

第3条の見出し中「措置」を削り、同条中「法第11条第1項第3号の規定による養護委託の措置は、」を「養護委託の措置を」に改める。

第4条の見出し中「入所措置」を「入所措置等」に改め、同条第1項中「老人ホームへの入所措置」を「入所措置等」に、「大和高田市地域包括ケア会議設置要綱(平成19年告示第101号)第1条に規定する大和高田市地域包括ケア会議(以下「包括ケア会議」という。)」を「大和高田市附属機関設置条例(昭和36年条例第22号)第2条に規定する大和高田市老人ホーム入所判定委員会(以下「入所判定委員会」という。)」に改め、同条第2項中「包括ケア会議」を「入所判定委員会」に改め、同条第3項から第5項までを削り、同条第6項中「老人ホーム」を「養護老人ホーム」に、「包括ケア会議」を「入所判定委員会」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条中「老人ホームへの入所又は養護委託の措置基準に適合する高齢者については措置」を「入所措置等の基準に適合する高齢者については、入所措置等」に、「措置を開始」を「入所措置等を開始」に改める。

第6条第1項中「老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置」を「入所措置等」に、「当該措置」を「当該入所措置等」に改め、同条第2項中「措置」を「入所措置等」に改め、「及び第3項から第5項まで」を削る。

第7条第1項中「被措置者の措置」を「被措置者の入所措置等」に改め、「老人ホームの長」の次に「又は養護受託者」を加え、「措置継続の」を「、入所措置等の」に改め、同条第2項を削る。

第8条中「当該措置」を「入所措置等」に改め、同条第1号中「措置の」を「第2条及び第3条に規定する」に改め、同条第3号及び第4号中「入所の措置」を「入所措置」に改める。

第9条第1項中「法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置」を「所長は、入所措置等(特別養護老人ホームへの入所措置を除く。)」に、「の措置基準」を「に規定する基準」に改め、「について」の次に「当該措置を」を加え、同項ただし書中「老人ホームへの入所措置」を「養護老人ホームへの入所措置」に改め、同項第3号中「老人ホームへの入所の措置」を「養護老人ホームへの入所措置」に、「老人ホームへの入所基準」を「養護老人ホームへの入所措置の基準」に改め、同条第2項中「法第11条第1項第2号に規定する措置」を「所長は、特別養護老人ホームへの入所措置」に、「第2条の措置基準」を「当該措置の基準」に改め、「について」の次に「、当該措置を」を加える。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

告示第52号

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

行政組織の変更に伴う関係告示の整理に関する告示

(大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱の一部改正)

第1条 大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱(平成11年告示第139号)の一部を次のように改正する。

別表中「企画広報課長」を「広報広聴課長」に改める。

(大和高田市紹介DVD貸出し要綱の一部改正)

第2条 大和高田市紹介DVD貸出し要綱(平成28年告示第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「企画広報課広報広聴係」を「広報広聴課広報広聴係」に改める。

(大和高田市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱の一部改正)

第3条 大和高田市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱(平成29年告示第72号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画政策部企画広報課」を「企画政策部企画創生課」に改める。

(大和高田市広告掲載要綱の一部改正)

第4条 大和高田市広告掲載要綱（平成22年告示第151号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「企画広報課長」を「広報広聴課長」に改める。

第22条中「企画広報課」を「広報広聴課」に改める。

（大和高田市人権啓発推進本部設置規程の一部改正）

第5条 大和高田市人権啓発推進本部設置規程（平成14年告示第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「企画広報課長」を「広報広聴課長」に改める。

（大和高田市支援調整会議設置要綱の一部改正）

第6条 大和高田市支援調整会議設置要綱（平成27年告示第53号）の一部を次のように改正する。

別表中「企画広報課長」を「広報広聴課長」に改める。

（大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱の一部改正）

第7条 大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱（平成17年告示第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号ア中「企画広報課」を「広報広聴課」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

告示第60号

大和高田市立幼稚園預かり保育実施要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立幼稚園預かり保育実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）に在籍する幼児に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（以下「預かり保育」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

（利用者）

第2条 預かり保育を利用することができる者は、預かり保育を実施する幼稚園に在籍する園児の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由に該当する保護者

（2） 園児の兄弟姉妹の授業参観又は懇談会等の学校行事に出席する保護者

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に理由があると認める保護者

（実施日及び実施時間）

第3条 預かり保育を実施する日は、月曜日から金曜日までとし、大和高田市立学校の管理運営に関する規則（平成13年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第3条第1号、第2号、第6号及び第7号の規定による休業日は、実施しない。

2 預かり保育を実施する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 幼稚園の教育課程に係る教育時間又は幼稚園行事等の終了後において実施するもの 当該教育時間又は幼稚園行事等の終了後から午後5時まで

（2） 規則第3条第1項第3号から第5号までの規定による休業日において実施するもの 午前9時から午後5時まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、実施日及び実施時間を変更することができる。

（利用定員）

第4条 預かり保育の利用定員は、1日当たり15人とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（費用負担）

第5条 預かり保育を利用する保護者は、当該利用に要する費用として預かり保育料を負担しなければならない。

2 預かり保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 幼稚園の教育課程に係る教育時間又は幼稚園行事等の終了後において実施するもの 1人につき1日300円

(2) 規則第3条第3号から第5号の規定による休業日において実施するものであって、利用時間が4時間以下のもの 1人につき1日400円

(3) 規則第3条第3号から第5号の規定による休業日において実施するものであって、利用時間が4時間を超えるもの 1人につき1日800円

（登録の申込み等）

第6条 預かり保育の利用を希望する保護者は、大和高田市立幼稚園預かり保育利用登録申込書（様式第1号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を確認し、登録の可否を大和高田市立幼稚園預かり保育利用登録承諾（不承諾）通知書（様式第2号）により当該申込みをした保護者に通知する。

3 第1項の登録の有効期間は、当該登録を受けた日から卒園又は退園する日までとする。

4 第1項の規定による登録を受けた園児の保護者は、登録した内容に変更が生じたときは、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

（利用の申込み）

第7条 前条第1項の規定による登録を受けた保護者であって、預かり保育を利用しようとするものは、利用を希望する日の10日前までに市長に利用の申込みをしなければならない。ただし、保護者に緊急やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、預かり保育の利用を制限することができる。

(1) 第4条の利用定員を超過するとき。

(2) その他預かり保育の運営上支障があると認められるとき。

（解除）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を解除することができる。

(1) 登録を受けた保護者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 保護者が偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。

(3) その他預かり保育の実施が不相当であると認められるとき。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

大和高田市立幼稚園預かり保育利用登録申込書

申込者 住所
氏名 印
電話番号

預かり保育の利用の登録について、以下のとおり申し込みします。

園児氏名		性別	男・女
生年月日			
健康状態			
送迎者	氏名		園児との続柄
緊急連絡先	氏名		電話番号

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

大和高田市立幼稚園預かり保育利用登録承諾（不承諾）決定通知書

大和高田市長 印

申込みのありました預かり保育の利用の登録について、次のとおり決定します。

- 1 園児氏名
- 2 利用登録 承諾 ・ 不承諾（理由： ）
- 3 有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日まで

告示第85号

令和2年5月13日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。

令和2年5月1日

大和高田市長 堀内 大造

記

- 報第 1号 専決処分の報告について
- ・ 令和元年度大和高田市一般会計補正予算（第10号）
 - ・ 大和高田市税賦課徴収条例等の一部改正について
 - ・ 大和高田市国民健康保険税条例の一部改正について

- 報第 2号 専決処分の報告について
・令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
・大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する
条例の一部改正について
・児童ホーム保育料徴収条例の一部改正について
- 報第 3号 専決処分の報告について
・令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）
- 議第35号 大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

告示第86号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第3項、第49条の6第2項及び第49条の7第2項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所を次のとおり変更したことを告示する。

令和2年5月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定緊急避難場所

別紙1「指定緊急避難場所一覧」のとおり

（災害から命を守るため一時緊急的に避難する場所等 20箇所）

2 指定避難所

別紙2「指定避難所一覧」のとおり

（災害発生後に、避難者を一定期間滞在させるための施設等 20箇所）

3 指定日

令和2年5月1日

4 担当課

市民部危機管理室危機管理課（電話0745-22-1101 内線226）

別紙1 「指定緊急避難場所一覧」

※災害種別欄の「○」は該当の緊急避難場所、「-」は非該当の緊急避難場所です。

	施設名	所在地(奈良県大和高田市)	管理担当 連絡先	災害種別	
				地震	洪水
1	総合福祉会館 (ゆうゆうセンター)	大字池田 418-1	0745-23-0789	○	○
2	武道館	幸町 11-14	0745-22-8862	○	○
3	葛城コミュニティセンター	大字曾大根 783-1	0745-53-6264	○	○
4	菅原公民館	大字吉井 77-1	0745-22-1315	○	-
5	片塩小学校	旭北町 2-1	0745-22-1101	○	○
6	菅原小学校	大字根成柿 436	0745-22-1101	○	○
7	土庫小学校	土庫 3丁目 2-61	0745-22-1101	○	○
8	高田小学校	大中東町 5-15	0745-22-1101	○	○
9	磐園小学校	大字有井 1	0745-22-1101	○	○
10	陵西小学校	大字池田 3	0745-22-1101	○	○
11	浮孔小学校	中三倉堂 2丁目 5-43	0745-22-1101	○	○
12	浮孔西小学校	曾大根 1丁目 5-1	0745-22-1101	○	○
13	片塩中学校	中三倉堂 2丁目 9-28	0745-22-1101	○	○
14	高田中学校	大中東町 5-48	0745-22-1101	○	○
15	高田西中学校	大字池田 330	0745-22-1101	○	○
16	県立高田高等学校	磯野東町 6-6	0745-22-0123	○	-
17	市立高田商業高等学校	材木町 8-3	0745-22-2251	○	○
18	文化会館 (さざんかホール)	本郷町 6-36	0745-53-8200	○	○
19	勤労青少年ホーム	大字野口 20-1	0745-22-1101	-	○
20	総合公園プール	大字西坊城 414	0745-22-1101	○	○

別紙2 「指定避難所一覧」

※災害種別欄の「○」は該当の避難所、「-」は非該当の避難所です。

	施設名	所在地(奈良県大和高田市)	管理担当 連絡先	災害種別	
				地震	洪水
1	総合福祉会館 (ゆうゆうセンター)	大字池田 418-1	0745-23-0789	○	○
2	武道館	幸町 11-14	0745-22-8862	○	○
3	葛城コミュニティセンター	大字曾大根 783-1	0745-53-6264	○	○
4	菅原公民館	大字吉井 77-1	0745-22-1315	○	—
5	片塩小学校	旭北町 2-1	0745-22-1101	○	—
6	菅原小学校	大字根成柿 436	0745-22-1101	○	—
7	土庫小学校	土庫 3丁目 2-61	0745-22-1101	○	—
8	高田小学校	大中東町 5-15	0745-22-1101	○	—
9	磐園小学校	大字有井 1	0745-22-1101	○	—
10	陵西小学校	大字池田 3	0745-22-1101	○	○
11	浮孔小学校	中三倉堂 2丁目 5-43	0745-22-1101	○	—
12	浮孔西小学校	曾大根 1丁目 5-1	0745-22-1101	○	—
13	片塩中学校	中三倉堂 2丁目 9-28	0745-22-1101	○	—
14	高田中学校	大中東町 5-48	0745-22-1101	○	—
15	高田西中学校	大字池田 330	0745-22-1101	○	○
16	県立高田高等学校	磯野東町 6-6	0745-22-0123	○	—
17	市立高田商業高等学校	材木町 8-3	0745-22-2251	○	—
18	文化会館 (さざんかホール)	本郷町 6-36	0745-53-8200	○	○
19	勤労青少年ホーム	大字野口 20-1	0745-22-1101	—	○
20	総合公園プール	大字西坊城 414	0745-22-1101	○	—

告示第87号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和2年5月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和2年4月2日	1									
令和2年4月15日	2									
令和2年4月17日			1							
令和2年4月23日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地区	自転車	原動機付自転車
令和2年4月7日	大和高田市大字築山地内	2	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第88号

大和高田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月12日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置に伴う市内の施設の使用制限等の要請等（以下「休業協力要請」という。）を受けて、

市内の施設の休止や営業時間の短縮に協力した事業者に対し、予算の範囲内において大和高田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「交付対象者」という。）について、協力金を交付するものとする。

（1） 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であり、奈良県知事が定める休業協力要請の対象となる施設を市内で運営していること。

（2） 奈良県から奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱に基づく奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」という。）の交付決定を受けていること。

（協力金の額）

第3条 交付対象者に交付する協力金の額は、中小企業者のうち個人であるものにあつては1事業者当たり5万円、中小企業者のうち法人であるものにあつては1事業者当たり10万円とする。

（協力金の交付の申請）

第4条 協力金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定めるところにより、大和高田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書兼請求書（様式第1号）を提出するものとする。

（協力金の交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合において適当と認めるときは、協力金の交付を決定し、当該申請者に対し、大和高田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（協力金の交付）

第6条 市長は、前条の規定による交付決定の通知後、速やかに協力金を交付するものとする。

2 前項の規定による協力金の交付は、金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

（指示及び検査）

第7条 市長は、第5条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（協力金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 前条の規定による市長の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

（2） 協力金の交付決定後に、この告示に定める要件を満たさないことが判明したとき。

（3） 奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について、奈良県から交付の決定を取り消されたとき。

（4） 偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けたとき。

（協力金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により協力金の交付決定を取り消した場合において、既に協力金が交付されているときは、期限を定めて当該協力金の返還を書面により命ずるものとする。

（届出）

第10条 交付決定者は、第8条第2号又は第3号に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 協力金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月18日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大和高田市長 殿

（申請者） 住 所
名 称
代表者職氏名

印

（担当者） 所 属
氏 名
連 絡 先

大和高田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書兼請求書

奈良県からの施設の休業協力要請を受けて、施設の休止や営業時間の短縮に取り組みましたので、大和高田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を申請します。また、交付決定があった後は、交付決定された協力金を下記の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

記

①申請者の情報 法人 法人以外

②対象施設の情報

基本情報	フリガナ					左記の他、市内に__箇所 ※休業する市内施設が2箇所以上ある場合は、左記以外のその全てを裏面に記載してください。
	施設名 (商号又は屋号)					
	フリガナ	ヤマトカガシ				
	所在地	大和高田市				
	電話番号		営業内容		特記事項	
業態等	種類		施設			

③協力金振込先口座情報

金融機関名			
支店名			
口座種別	普通・当座・その他	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

※振込先口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は、当該法人名義の口座に限ります。

対象施設の情報（2箇所目以降）

2箇所目 基本情報	フリガナ	
	施設名 (商号又は屋号)	

	フリガナ	ヤマトカダシ				
	施設所在地	大和高田市				
	電話番号		営業内容		特記事項	
業態等	種類		施設			
3箇所目 基本情報	フリガナ					
	施設名 (商号又は屋号)					
	フリガナ	ヤマトカダシ				
	施設所在地	大和高田市				
	電話番号		営業内容		特記事項	
業態等	種類		施設			
4箇所目 基本情報	フリガナ					
	施設名 (商号又は屋号)					
	フリガナ	ヤマトカダシ				
	施設所在地	大和高田市				
	電話番号		営業内容		特記事項	
業態等	種類		施設			
5箇所目 基本情報	フリガナ					
	施設名 (商号又は屋号)					
	フリガナ	ヤマトカダシ				
	施設所在地	大和高田市				
	電話番号		営業内容		特記事項	
業態等	種類		施設			

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

大和高田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付決定通知書

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のあった大和高田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

対象施設名	
交付決定額	金 円

告示第89号

介護保険法第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定しましたので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

令和2年5月12日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 事業者の名称
社会福祉法人 協同福祉会 理事長 村城 正
- 2 指定する事業所の名称及び所在地
あすならホーム高田ケアプランセンター
大和高田市磯野南町5番15号
- 3 指定年月日
令和2年5月1日
- 4 サービスの種類
居宅介護支援

告示第90号

令和2年5月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和2年5月13日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第2号）
- 2 令和2年度大和高田市水道事業会計補正予算（第1号）
- 3 令和2年度大和高田市病院事業会計補正予算（第1号）

令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度大和高田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,025,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		807,652	95,000	902,652
	1. 基金繰入金	807,652	95,000	902,652
補正されなかった科目に係る額		34,122,348	0	34,122,348
歳入合計		34,930,000	95,000	35,025,000

(歳出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		11,769,156	△300	11,768,856
	1. 総務管理費	11,223,963	△300	11,223,663
4. 衛生費		2,823,015	95,300	2,918,315
	1. 保健衛生費	1,022,960	95,300	1,118,260
補正されなかった科目に係る額		20,337,829	0	20,337,829
歳出合計		34,930,000	95,000	35,025,000

令和2年度大和高田市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和2年度大和高田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度大和高田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 水道事業収益	1,952,118千円		1,952,118千円	
第1項 営業収益	1,852,477千円	△35,000千円	1,817,477千円	
第2項 営業外収益	99,566千円	35,000千円	134,566千円	
		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 水道事業費用	1,726,878千円	924千円	1,727,802千円	
第1項 営業費用	1,658,209千円	924千円	1,659,133千円	

(他会計からの補助金)

第3条 新型コロナウイルス感染症対策として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は35,000千円である。

令和2年度大和高田市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和2年度大和高田市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度大和高田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
固定資産購入費	271,626千円	8,350千円	279,976千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 病院事業収益	8,007,308千円	21,650千円	8,028,958千円
第2項 医業外収益	360,162千円	21,650千円	381,812千円
支出			
第1款 病院事業費用	8,006,552千円	21,650千円	8,028,202千円
第1項 医業費用	7,772,531千円	21,650千円	7,794,181千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、過年度分損益勘定留保資金「421,594千円」を当年度分損益勘定留保資金「407,669千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「25,074千円」を「25,833千円」に、さらに不足する額は一時借入金「13,166千円」で補てんするものと改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	472,836千円	8,350千円	481,186千円
第3項 負担金	202,033千円	8,350千円	210,383千円
支出			
第1款 資本的支出	919,504千円	8,350千円	927,854千円
第1項 建設改良費	276,140千円	8,350千円	284,490千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1. 職員給与費	4,633,002千円	9,942千円	4,642,944千円

第5条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「540,000千円」を「570,000千円」に改める。

第6条 予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額「934,830千円」を「938,680千円」に改める。

告示第91号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和2年5月18日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和2年8月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年2月1日から令和2年2月29日までの間

告示第93号

差押調書、納期限変更告知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年5月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

省略（市役所前掲示場掲示済み）

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第94号

令和元年度市県民税第1期の督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年5月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

省略（市役所前掲示場掲示済み）

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年5月25日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和2年5月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度大和高田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,243,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		11,092,014	218,000	11,310,014
	2. 国庫補助金	6,832,782	218,000	7,050,782
補正されなかった科目に係る額		23,932,986	0	23,932,986
歳入合計		35,025,000	218,000	35,243,000

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		2,918,315	18,000	2,936,315
	1. 保健衛生費	1,118,260	18,000	1,136,260
10. 教育費		2,750,563	200,000	2,950,563
	2. 小学校費	419,316	131,350	550,666
	3. 中学校費	169,648	68,650	238,298
補正されなかった科目に係る額		29,356,122	0	29,356,122

歳 出 合 計	35,025,000	218,000	35,243,000
---------	------------	---------	------------

告示第96号

令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、税務課固定資産税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和2年5月27日

大和高田市長 堀内 大造

1. この納税通知書の発送年月日
省略（市役所前掲示場掲示済み）
2. この公示送達により変更する納期限
変更前 令和2年4月30日
変更後 令和2年7月31日
3. 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年5月29日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和2年5月29日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和2年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
令和2年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
令和2年度大和高田市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ336,209千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ355,809千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		19,598	336,209	355,807
	1. 使用料	19,598	336,209	355,807

補正されなかった科目に係る額	2	0	2
歳入合計	19,600	336,209	355,809

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	336,209	336,209
	1. 繰上充用金	0	336,209	336,209
補正されなかった科目に係る額		19,600	0	19,600
歳出合計		19,600	336,209	355,809

「第3款 繰上充用金」を新設する。

公 告

公告第24号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年5月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	片塩中学校南館特別教室木製建具改修工事
2 工事場所	大和高田市 中三倉堂2丁目 地内（片塩中学校）
3 工事期間	契約締結日から令和2年9月4日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建具工事又は建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 建築一式工事登録者は、大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措</p>

	<p>置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年5月7日（木）から令和2年5月13日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 郵送の場合、令和2年5月12日（火）必着のものまで受付可とします。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年5月27日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年5月28日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 令和2年6月1日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の</p>

	<p>翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年6月2日（火）午前10時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 最低制限比較価格	<p>¥15,560,000-（消費税等抜き）</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第25号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年5月12日

大和高田市長 堀内 大造

公告第26号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、令和2年度大和高田市職員採用試験の実施を次のとおり公告する。

令和2年5月22日

大和高田市長 堀内 大造

1. 職種及び試験区分、採用予定人員、受験資格など

職種及び試験区分	採用予定人員	受 験 資 格
一般事務職	16人	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人、又は令和3年3月卒業見込みの人
情報処理技術職	6人	昭和50年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業し、かつ、独立行政法人情報処理推進機構が実施する「応用情報技術者試験」を合格した人で、令和2年3月末時点において、情報処理技術職の職務経験が3年以上ある人
建築技術職	3人	昭和50年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の建築専門課程を卒業した人（大学、短期大学を令和3年3月卒業見込みの人を含む）
土木技術職	5人	昭和50年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の土木専門課程を卒業した人（大学、短期大学を令和3年3月卒業見込みの人を含む）
電気技術職	1人	昭和50年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の電気専門課程を卒業した人（大学、短期大学を令和3年3月卒業見込みの人を含む）
社会福祉士	3人	昭和50年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士資格を有する人、又は令和3年3月末日までに取得見込みの人
保育士 幼稚園教諭	10人	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する人又は令和2年3月末日までに両方取得見込みの人
保健師	2人	昭和50年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人、又は令和3年3月末日までに取得見込みの人
臨床心理士 又は公認心理師	1人	昭和50年4月2日以降に生まれた人で、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士又は公認心理師資格を有する人
診療情報管理士	1人	昭和50年4月2日以降に生まれた人で、診療情報管理士資格を有する人

※1 「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人、又は卒業する見込みの人で、高度専門士の称号を取得した人、又は令和3年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る）を含みます。

※2 「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人、又は卒業する見込みの人で、専門士の称号を取得した人、又は令和3年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る）を含みます。

※3 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。

- ※4 保育士・幼稚園教諭は、採用後、市立の保育所、幼稚園及び認定こども園のいずれかに配属する予定です。
- ※5 「職務経験年数」とは、民間企業等に勤務、又は、公務員等として同一事業所に1週あたり30時間以上継続勤務していた期間のことをいいます。
 - ① 勤務時間は、就業規則・雇用契約等に規定されている時間で、残業等の時間は含めません。
 - ② 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、育児休業、退職等で休んでいた期間は通算できません。
- ◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (2) 大和高田市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - (4) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている人

2. 試験の日時・場所・試験の対象と種類及び合格発表

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、日程及び内容が変更になる場合があります。

区分	第1次試験	第2次試験	第3次試験
日時	令和2年7月12日（日） 午前9時30分から	令和2年8月頃予定	令和2年9月頃予定
場所	大和高田市立高田中学校	第1次試験合格者に通知	第2次試験合格者に通知
試験の対象と種類	<ul style="list-style-type: none"> ・全職種 ①教養試験 ・建築技術職、土木技術職、電気技術職、保健師、保育士・幼稚園教諭 上記①及び専門試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職種 ① 集団討論試験 ② 職場適応性検査 ・保育士・幼稚園教諭 上記①②及び実技試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職種 ① 個別面接 ② 小論文
合格発表	令和2年7月下旬予定 (合否にかかわらず本人に通知します。)	令和2年8月頃予定 (合否にかかわらず本人に通知します。)	令和2年9月頃予定 (合否にかかわらず本人に通知します。)

- ※ 第1次試験の専門試験を受験される方につきましては、各自昼食のご用意をお願いします。
- ※ 合否については、市のホームページでも確認できます。
- ※ 試験の内容に関する問い合わせについては、一切お答えできません。
- ※ 試験当日、災害等により試験開始時間に変更される場合又は試験が延期される場合は、市のホームページにおいてお知らせします。
- ※ 第1次試験会場
大和高田市立高田中学校
大和高田市大中東町5番48号 TEL：0745-22-0851

3. 受験手続

受験申込手続は、【郵送申込のみ】となります。※持参不可

- 1 申込書の交付

職員採用試験申込書については、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、本市ホームページからのダウンロードのみの対応となります。市役所内での配布は行いません。

2 受付期間

受付期間：令和2年5月26日（火）から令和2年6月9日（火）まで
（9日必着）

3 提出書類（①から③は全職種とも必要となります。）

- ① 職員採用試験申込書
- ② 写真2枚（3カ月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、1枚は申込書に貼付し、もう1枚は受験票用に同封してください）
- ③ 返信用封筒2通（長形3号：23.5cm×12.0cm）
2通（受験票発送用、第1次合否発送用）両方ともに84円切手を貼付し、自宅の郵便番号、住所、宛名を記入してください。

※ 第1次試験合格者には、大和高田市職員採用試験委員会が指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

- ① 最終学校卒業（見込）証明書
- ② 資格証明書・免許証の写し又は取得見込証明書（写し不可）
情報処理、社会福祉士、保育士・幼稚園教諭、臨床心理士又は公認心理師、診療情報管理士の受験者は必要となります。
- ③ 経年数を証明する在職証明書
情報処理技術職の受験者のみ必要となります。

4 申込方法

提出書類を下記の送付先まで、角形2号（A4サイズ）の封筒の表側に「申込書在中」と朱書きし、必ず「簡易書留」で郵送してください。

5 送付先

〒635-8511
大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所企画政策部人事課内 大和高田市職員採用試験委員会

6 受験票の交付

- ① 受験票は、申込受付期間終了後、提出された返信用封筒により送付します。
- ② 受験票が7月1日（水）になっても届かない場合、人事課に必ずお問い合わせください。
- ③ 第1次試験当日には、受験票を必ず持参してください。

4. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持って、直接市役所3階人事課まで来てください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験 第2次試験 第3次試験	不合格者 (本人に限る。)	総合得点 総合順位	不合格通知の日から起算して2週間 大和高田市役所3階人事課

※ 開示時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

5. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
 - ① 採用予定者 令和3年4月1日付けで採用します。
 - ② 採用候補者 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に欠員などが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。
- (3) 最終合格者のうち、卒業見込みの人が令和3年3月末日までに卒業できなかった場合、及び免許又は資格取得見込みの人が所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者、採用候補者）から抹消します。
- (4) 本市では、採用試験（合格者決定）を適正に行うため、民間有識者で構成される「大和高田市職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

6. 給与について

- ・ 令和2年4月1日現在の初任給月額、大卒182,200円、短大卒163,100円、高校卒150,600円で、他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的として、一部手当については減額措置を講じています。
- ・ 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
- ・ 全ての職種の給料は、行政職給料表を適用します。

7. その他

- ・ 申込書の記載事項及び提出書類に不備がある場合は、補正を求めるためお返しすることがありますが、これによる提出期限の延長は行いませんので、余裕をもって申込みをしてください。
- ・ 受験資格がないこと及び申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- ・ この試験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。取得した個人情報については、今回の職員採用試験の実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、大和高田市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。

<令和2年度大和高田市職員採用試験受験における留意事項>

大和高田市職員採用試験を受験される方は、以下の点に留意してください。

1. 体調不良の方

新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方や濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。

なお、これを理由とした欠席者向けの再実施は予定しておりません。

2. マスクの着用等

試験当日の試験会場では、感染予防のため、マスクの持参・着用をお願いするとともに、咳エチケットの徹底をお願いします。

なお、試験時間中の写真照合の際には、試験員の指示に従い、マスクを一時的に外してください。

また、休憩時間中は、適宜、手洗いをするなど、感染症対策にご協力をお願いします。

3. 試験室の換気

試験室は換気のため、試験中も適宜、窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

4. 緊急連絡事項をお知らせする場合

今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況等によっては、試験の延期や会場変更など緊急連絡事項をお知らせする場合がありますので、必ず事前に大和高田市ホームページをご確認ください。

試験についての問い合わせ先

〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1
 大和高田市役所 企画政策部人事課内
 「大和高田市職員採用試験委員会」
 TEL 0745-22-1101（内線214）

公告第27号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年5月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	消防設備定期点検業務（市内8小学校）
2 業務場所	大和高田市 旭北町 他7件 地内
3 業務期間	契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建物管理等業務競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>ア) 「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有する者</p> <p>イ) 「消防設備点検資格者の第1種」、「消防設備士甲種又は乙種の第4類及び第5類」及び「消防設備士乙種の第7類」の資格を有する者</p> <p>ウ) 「消防設備点検資格者の第2種」、「消防設備士甲種又は乙種の第1類」及び「消防設備士乙種の第6類」の資格を有する者</p> <p>エ) 「消防設備士甲種又は乙種の第1類、第4類及び第5類」及び「消防設備士乙種の第6類及び第7類」の資格を有する者</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第2</p>

	<p>25号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) ③ 5(3)に定める有資格者であることを証する写し <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年5月29日(金)から令和2年6月9日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 前回の報告書の閲覧</p>	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 令和2年6月16日(火)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 教育総務課</p>

9 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年6月17日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年6月18日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和2年6月22日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年6月23日（火）午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>

17 最低制限比較価格	¥840,000-（消費税等抜き）
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第28号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和2年5月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	消防設備定期点検業務（市内3中学校、6幼稚園、公立2認定こども園及び6保育所）
2 業務場所	大和高田市 大中東町 他16件 地内
3 業務期間	契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建物管理等業務競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 次のいずれかの資格を有する者であること。 ア 「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有する者 イ 「消防設備点検資格者の第1種」、「消防設備士甲種又は乙種の第4類及び第5類」及び「消防設備士乙種の第7類」の資格を有する者 ウ 「消防設備点検資格者の第2種」、「消防設備士甲種又は乙種の第1類」及び「消防設備士乙種の第6類」の資格を有する者 エ 「消防設備士甲種又は乙種の第1類、第4類及び第5類」及び「消防設備士乙種の第6類及び第7類」の資格を有する者 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出し

	<p>ない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（3）に定める有資格者であることを証する写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和2年5月29日（金）から令和2年6月9日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 前回の報告書の閲覧</p>	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 令和2年6月16日（火）</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 教育総務課</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和2年6月17日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和2年6月18日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限</p>

	<p>令和2年6月22日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和2年6月23日（火）午前10時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 最低制限比較価格	<p>¥840,000-（消費税等抜き）</p>
1 8 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

教育委員会

教育委員会規則第1号

大和高田市教育委員会が保有する公文書の開示に関する規則及び大和高田市教育委員会が保有する個人情報保護に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市教育委員会が保有する公文書の開示に関する規則及び大和高田市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 大和高田市教育委員会が保有する公文書の開示に関する規則（平成13年教育委員会規則第3号）
- (2) 大和高田市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成13年教育委員会規則第4号）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会規則第2号

大和高田市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2の規定に基づき教育委員会が任用する会計年度任用職員（以下「教委会計年度任用職員」という。）の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用)

第2条 教委会計年度任用職員は、その職務の遂行に必要な能力を有する者でなければならない。

- 2 教委会計年度任用職員の採用は競争試験又は選考によるものとし、任用する職に必要な学歴、資格、経験又は技能及び職務遂行能力の有無を考慮して行う。この場合において、必要に応じて筆記試験、面接試験、実技試験その他の方法を用いることができる。

(採用手続)

第3条 教委会計年度任用職員の採用手続は、教委会計年度任用職員任用書（様式第1号）及び教委会計年度任用職員任用通知書（様式第2号）により行うものとする。

(任期)

第4条 教委会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で教育委員会が定める。

- 2 教育委員会は、教委会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該教委会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条及び第3条の規定による教委会計年度任用職員の採用に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号（第3条関係）

（表面）

教委会計年度任用職員任用書

ふりがな			生年 月日	年 月 日
氏名	印			
現住所	〒 ー			通勤方法
	電話番号（ ）			
職種等		職務 内容		
勤務 場所		所属 部署		
任期	年 月 日 ～ 年 月 日			
勤務 時間等	◎任用形態 <input type="checkbox"/> フルタイム <input type="checkbox"/> パートタイム			
	◎勤務時間 1日 時間 分 時 分～ 時 分			
勤務 時間等	◎勤務日 <input type="checkbox"/> 週 日（月火水木金土日）			
	<input type="checkbox"/> 月 日（ ）			
	<input type="checkbox"/> 年 日（ ）			
◎休憩時間 分 ◎時間外勤務の有無： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（頻度等： ）				
特記すべき事項（変則勤務等）				
休日				
休暇 ※1※2			社会保険※3	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（協会けんぽ・共済）
			雇用保険※4	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
			災害補償制度	
給与等 ※5※6	基本給	手当（手当に相当する報酬及び費用弁償を含む。）		給与の締日
	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時間額 <input type="checkbox"/> その他	①地域手当：基本給の額に100分の4を乗じて得た額 <input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時間額 円		<input type="checkbox"/> 月末 <input type="checkbox"/> （ ）
	円	②時間外勤務手当： 時間外勤務をした時間に応じた額を支給		給与の支給日※7 <input type="checkbox"/> 当月 21日 <input type="checkbox"/> 翌月 21日 <input type="checkbox"/> （ ）
		③通勤手当： <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給 ④期末手当： <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給 ⑤退職手当： <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給 ⑥その他の手当（ ）		支給方法 <input type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> （ ）
退職に 関する 事項	1. 定年：なし 2. 免職の事由：地方公務員法第28条第1項各号及び同法第29条第1項各号に掲げる事由 3. 免職の手続：職員の分限に関する条例第2条及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第3条の規定による手続			
再度の任 用に関する 事項	会計年度任用の職は、会計年度ごとに、職の必要性、予算及び職員の能力の実証の結果を考慮してその任用が見直されるものであり、一の任期の終了後、同じ者が再度任用されることを保証するものではない。			

（裏面）

【表面記載事項に係る注意事項】

- ※1：前年度から引き続かず新たに採用された場合は、採用の日から1月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した日の翌日に年次有給休暇を付与します。
- ※2：休暇の取得要件等は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定によります。
- ※3：健康保険（協会けんぽ）及び厚生年金保険又は地方公務員共済制度の対象となります。
- ※4：退職手当の支給対象となった場合は、雇用保険の対象でなくなります。
- ※5：支給額及び支給要件は、一般職の職員の給与等に関する条例の規定によります。
- ※6：退職手当は、週38時間45分以上勤務した日が引き続いて6月を超えるに至った後に退職した場合に、大和高田市職員の退職手当に関する条例に基づき支給します。
- ※7：給与が月額により定められている場合は当月払（一部の実績に基づく手当等は翌月払）、日額又は時間額により定められている場合は翌月払です。支給日が休日等である場合には、その直前の休日等以外の日に支給します。

【その他の注意事項】

1. 会計年度任用職員は、地方公務員法に定める一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く。）等）が適用され、分限処分及び懲戒処分の対象となります。
2. 採用された日から1月（延長される場合があります。）が経過するまでは、条件付採用期間です。その期間を良好な成績で勤務することで、初めて正式採用となります。
3. 一の任期の終了後、再度の任用により、引き続き新たな年度において任用された場合でも、その任用ごとに、条件付採用期間が設けられます。
4. 会計年度任用職員としての任用は、その人について客観的な能力の実証を行った上で判断されます。また、再度の任用により、複数の年度において引き続き同じ人が任用される場合、その職については、3年度に1回以上の公募を行います。これらの能力の実証や公募の結果、他の人が任用される場合があります。

備考

（会計年度任用職員として任用されるに当たっては、次の服務の宣誓を読み、署名、押印すること。）

服務の宣誓

私は、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。

年 月 日

氏 名

印

様式第1号（第3条関係）

（表面）

教委会計年度任用職員任用書

ふりがな		生年 月日	年 月 日
氏 名			

【表面記載事項に係る注意事項】

- ※1：前年度から引き続き新たに採用された場合は、採用の日から1月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した日の翌日に年次有給休暇を付与します。
- ※2：休暇の取得要件等は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定によります。
- ※3：健康保険（協会けんぽ）及び厚生年金保険又は地方公務員共済制度の対象となります。
- ※4：退職手当の支給対象となった場合は、雇用保険の対象でなくなります。
- ※5：支給額及び支給要件は、一般職の職員の給与等に関する条例の規定によります。
- ※6：退職手当は、週38時間45分以上勤務した日が引き続いて6月を超えるに至った後に退職した場合に、大和高田市職員の退職手当に関する条例に基づき支給します。
- ※7：給与が月額により定められている場合は当月払（一部の実績に基づく手当等は翌月払）、日額又は時間額により定められている場合は翌月払です。支給日が休日等である場合には、その直前の休日等以外の日に支給します。

【その他の注意事項】

1. 会計年度任用職員は、地方公務員法に定める一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く。）等）が適用され、分限処分及び懲戒処分の対象となります。
2. 採用された日から1月（延長される場合があります。）が経過するまでは、条件付採用期間です。その期間を良好な成績で勤務することで、初めて正式採用となります。
3. 一の任期の終了後、再度の任用により、引き続き新たな年度において任用された場合でも、その任用ごとに、条件付採用期間が設けられます。
4. 会計年度任用職員としての任用は、その人について客観的な能力の実証を行った上で判断されます。また、再度の任用により、複数の年度において引き続き同じ人が任用される場合、その職については、3年度に1回以上の公募を行います。これらの能力の実証や公募の結果、他の人が任用される場合があります。

備 考

地方公務員法第22条の2及び大和高田市会計年度任用職員の任用等に関する規則に基づき、同条第1項第1号に規定する会計年度任用の職に任用します。

年 月 日

大和高田市教育委員会 印

教育委員会規則第3号

大和高田市立幼稚園預かり保育実施規則を廃止する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市立幼稚園預かり保育実施規則を廃止する規則

大和高田市立幼稚園預かり保育実施規則（平成21年教育委員会規則第8号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会規則第4号

大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市立学校の管理運営に関する規則（平成13年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第44条第1項中「誓約書（様式第7号）」を「誓約書（その1）（様式第7号）及び誓約書（その2）（様式第8号）」に改め、同条第2項中「校長」を「教育委員会」に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第44条関係）

誓約書（その1）		
大和高田市立高田商業高等学校長 殿		
私は、在学中諸規則を堅く守り学業に専念します。		
年 月 日		
第 学年		
生徒氏名		印
上記の者の身上に関する一切の責任について引き受けます。		
年 月 日		
保証人 現住所		
本人との関係		
氏 名		印

注 保証人は、親権者又は後見人とする。

様式第7号の次に次の1様式を加える。

様式第8号（第44条関係）

誓約書（その2）

大和高田市教育委員会 殿

年 月 日

第 学年

生徒氏名 印

上記の者の在学中に生じた入学金（大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例（昭和29年条例第7号）第6条に規定する額）及び授業料（同条例第2条に規定する額）の納付について、本人が履行しない場合は、保証人が履行します。

年 月 日

保証人	現住所			
	氏名	印	本人との関係	
極度額				

上記の内容について、承諾します。

年 月 日

大和高田市教育委員会 印

注 保証人は、親権者又は後見人とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会規則第5号

大和高田市適応指導教室設置規則を別紙のように定める。

令和2年3月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市適応指導教室設置規則

（設置）

第1条 この規則は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号。以下「教育機会確保法」という。）の規定に基づき、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援を実施する大和高田市適応指導教室（以下「教室」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（教室の呼称及び位置）

第2条 教室の呼称及び位置は、次の表のとおりとする。

呼称	位置
かたらい教室	大和高田市西町267番地の19（大和高田市立図書館内）

（開室時間及び閉室日）

第3条 教室の開室時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 教室の閉室日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、教室の開室時間及び閉室日を変更することができる。

（対象者）

第4条 教室は、次に掲げる者（以下「不登校児童生徒等」という。）の支援を行う。

- (1) 大和高田市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒であって、教育機会確保法第2条第3号に規定する不登校児童生徒に該当するもの
- (2) 市内に在住し、学校生活に困難を抱える児童生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）及びその保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）
- (3) その他教育委員会が特に必要と認める者

（支援）

第5条 教室は、次に掲げる支援を行う。

- (1) 不登校児童生徒等の個別面接による心理相談及び助言に関すること。
- (2) 不登校児童生徒等の心理的ケアに関すること。
- (3) 不登校児童生徒等が在籍する学校の担当教職員に対する心理面における専門的な助言に関すること。
- (4) 不登校児童生徒等の教育支援に関すること。
- (5) 不登校児童生徒等の学習、運動、対話、自然活動及び体験学習等の支援に関すること。
- (6) 不登校児童生徒等に対する訪問指導に関すること。
- (7) いじめ、虐待その他家庭又は学校等社会的環境への悩みに係る電話相談に関すること。
- (8) その他不登校児童生徒等の健全育成に係る助言又は相談に関すること。

（入室の申請等）

第6条 入室を希望する児童生徒の保護者は、児童生徒が在籍している学校の長（学校教育法第1条に規定する学校の長をいう。以下「学校長」という。）を経由して、適応指導教室入室申請書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を適応指導教室入室決定通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

（入室の決定の取消し）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第2項の規定による入室の決定を取り消すことができる。

- (1) 保護者から退室の届出があったとき。
- (2) 不登校児童生徒等の学校復帰又は市外への転出があったとき。

(3) 専門機関による支援が適当であるとき。

2 前項第1号に規定する退室の届出は、適応指導教室退室届出書(様式第3号)により、学校長を経由して行うものとする。

(在籍校との連携)

第8条 教育委員会は、入室している不登校児童生徒等の出席状況、活動状況等を学校長に報告するものとする。

(職員及び職務)

第9条 教室に心理相談員、指導員、教育アドバイザー及び専任教員を置く。

2 心理相談員は、第5条第1号から第3号までに規定する支援に従事するものとする。

3 指導員は、第5条第4号から第6号までに規定する支援に従事するものとする。

4 教育アドバイザーは、第5条第7号から第8号までに規定する支援に従事するほか、指導員が第5条第4号から第6号までに規定する支援に従事する上で必要な助言又は指導を行うものとする。

5 専任教員は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 教室の管理運営に関し、指導員及び教育アドバイザーを統括し、必要な事務を処理すること。

(2) 不登校児童生徒等が在籍する学校との連絡調整に関すること。

(任用)

第10条 心理相談員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任用する。

(1) 公認心理師

(2) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会に係る臨床心理士

(3) 精神科医

(4) 児童生徒の心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者であつて、学校教育法第11条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師(常時勤務をする者に限る)又は助教の職にあるもの又はあつたもの

(5) 教育委員会が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

2 指導員、教育アドバイザー及び専任教員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任用する。

(1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

(2) 教育に関して高度な専門的知識及び経験を有し、学校教育法第11条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師(常時勤務をする者に限る。)又は助教の職にある者又はあつた者

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から当分の間、第10条第2項第1号の規定の適用については、同号中「免許状を有する者」とあるのは、「免許状を有する者(教育職員免許法第9条の3第3項の規定により、免許状更新講習を受けることができる者を含む。)」とする。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

大和高田市教育委員会 殿

適応指導教室入室申請書

(申請者名) 印

大和高田市適応指導教室設置規則第6条の規定により、下記の通り申請します。

記

入室を希望する者の氏名等	氏名 在籍学校名 学年
入室を希望する理由	
備考	

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

適応指導教室入室決定通知書

大和高田市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました、下記の者の入室を[承認・不承認]することを決定しましたので、通知します。

記

児童生徒の氏名等	氏名 在籍学校名 学年
入室を承認・不承認とする理由	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

大和高田市教育委員会 殿

適応指導教室退室届出書

(届出者名) 印

大和高田市適応指導教室設置規則第7条の規定により、適応指導教室からの退室を下記のとおり届け出ます。

記

退室を届け出る者の 氏名	氏名 在籍学校名 学年
退室をする理由	
備考	

教育委員会規則第6号

大和高田市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市社会教育指導員設置に関する規則（昭和47年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「委嘱」を「任用」に改める。

第4条中「1年とし、再任は妨げない」を「、採用された日の属する会計年度の末日までとする」に改め、同条ただし書を削る。

第5条第2項中「、委員会の許可があった場合を除き」を削り、同条第4項中「非常勤の職員とし、勤務は週24時間程度勤務しなければならない」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする」に改める。

第6条中「解任」を「退職」に、「場合、その他委員会が設置を必要としなくなった場合のいずれかに該当するとき」を「とき、又は教育委員会が設置を必要としなくなったとき」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会規程第1号

大和高田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程
大和高田市教育委員会公印規程(平成11年教育委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。
第11条第4項中「、盗難等並びに電子公印を使用した文書の偽造」を削る。
第11条中第8項を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会訓令第1号

大和高田市教職員等の私有自動車等の公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市教職員等の私有自動車等の公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令
大和高田市教職員等の私有自動車等の公務使用に関する要綱(平成26年教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費等に関する条例」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会訓令第2号

令和2年度大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年4月27日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

令和2年度大和高田市立中学校給食調理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱(設置)

第1条 令和2年度大和高田市立中学校給食調理業務(高田中学校、片塩中学校及び高田西中学校)委託に係る受託候補者(以下「受託候補者」という。)の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和2年度大和高田市立中学校給食調理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員5名以内をもって組織する。

2 委員長は、教育長をもってこれに充てる。

- 3 副委員長は、教育委員会事務局長をもってこれに充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者とする。
- (1) 高田西中学校校長
 - (2) 教育委員会事務局次長
 - (3) 学校栄養職員
- 5 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。
- (委員長及び副委員長)
- 第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。
- (中立の保持)
- 第6条 委員長、副委員長及び委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。
- (守秘義務)
- 第7条 委員長、副委員長及び委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。
- (委任)
- 第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この訓令は、告示の日から施行する。
- (この訓令の失効)
- 2 この訓令は、令和元年7月31日限り、その効力を失う。

教育委員会告示第3号

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年2月12日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示

大和高田市就学援助費事務取扱要綱(平成14年教育委員会告示第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(同法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。)」及び「(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。)」を

削り、「大和高田市」を「市」に改める。

第7条及び第8条を削る。

第6条第1号中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第2号中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条第3号中「第4条第3項の規定」を「第5条第3項に規定する者」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、小学校の第6学年の児童の保護者が申請をしたときは、併せて中学校の第1学年に就学を予定している就学予定者の保護者としての申請があったものとみなす。

第4条第2項中「翌年度に小学校の第一学年に就学を予定している就学予定者」を「就学予定者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項ただし書の規定による申請があった場合は、この限りでない。

第4条第3項中「前2項」を「第1項」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「(就学援助費の費目及び対象経費)」に改め、同条各号列記以外を次のように改める。

就学援助費として支給する費目及び対象経費は、次に掲げるとおりとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助受給者については第1号、第2号、第3号及び第8号の費目を、同法第12条の規定による生活扶助受給者については第5号及び第6号の費目を、同法第15条の規定による医療扶助受給者については第7号の費目を、支給の対象としない。

第3条第1号中「購入費」を「購入に要する経費」に改め、同条第2号及び第3号中「必要な」を「要した」に、「及び見学科」を「見学科等の経費」に改め、同条第4号中「必要な」を「要した」に、「及び見学科並びに」を「見学科等の経費及び」に、「及び旅行取扱料金」を「旅費取扱料金等の経費」に改め、同条第5号中「児童又は生徒」を「児童生徒」に、「要した費用」を「要した経費」に改め、同条第6号中「新入学の児童又は生徒」を「就学予定者」に、「購入するための費用」を「購入に要する経費」に改め、同条第7号中「要する」を「要した」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「中学校に在学している」を「中学校の」に改め、「就学を予定している」を削り、「保護者で」を「保護者並びに本市に住所を有する小学校又は中学校の児童生徒又は就学予定者の保護者(他の地方公共団体から就学援助を受けている者を除く。)であって」に、「者(以下「援助対象者」という。)」を「もの」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒で、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)又は中学校(義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)に在籍するものをいう。
- (2) 就学予定者 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。
- (3) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者及び同条に規定する保護者の委任を受け、現に同居し、養育している者をいう。

第9条中「、第7条の規定にかかわらず」を削り、同条第1号中「第2条」を「第3条」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

様式第1号中「様式第1号(第4条関係)」を「様式第1号(第5条関係)」に、

「

大和高田市教育委員会 あて

① 学校給食費については、学校長が申請者に代わってこれを受領し、給食費を納付すること。

[口座振替済額は現金支給、1学期未納分及び受給認定後の給食費は、代理納付]

② 就学援助費認定審査のため、申請する世帯の住民基本台帳や個人住民税課税台帳を教育委員会が閲覧すること。

- ③ 就学援助費受給後に市外へ転出した場合、転出先市町村へ受給状況（費目及び受給額）を通知されること。
- ④ 課税状況や世帯状況に変更があった場合、すみやかに教育委員会へ申し出ること。

以上の事項をすべて承認し、同意した上で就学援助費の給付を申請します。

年 月 日

※申請受付印

」を

「

大和高田市教育委員会 へ

就学援助費の給付を申請します。

年 月 日

※申請受付印

」に改める。

様式第2号中「様式第2号（第4条関係）」を「様式第2号（第5条関係）」に、

「

大和高田市教育委員会 へ

- ① 就学援助費認定審査のため、申請する世帯の住民基本台帳や個人住民税課税台帳を教育委員会が閲覧すること。
- ② 入学準備金を受給し、大和高田市立小中学校に就学しなかった場合、受給した全額を返還すること。
- ③ 課税状況や世帯状況に変更があった場合、すみやかに教育委員会へ申し出ること。

以上の事項をすべて承認し、同意した上で就学援助費の給付を申請します。

年 月 日

申請者（保護者）氏名 _____ 印

※申請受付印

」を

「

大和高田市教育委員会 へ

就学援助費【**新入学準備金**】の給付を申請します。

年 月 日

申請者（保護者）氏名 _____ 印

※申請受付印

」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

大和高田市教育委員会 印

就学援助費受給認定通知書

このことについて、年度の就学援助者の受給者に認定しましたので、通知します。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

様

大和高田市教育委員会 印

就学援助費受給不認定通知書

このことについて、就学援助費受給申請書を提出していただいておりますが、下記の理由により、不認定となりましたのでお知らせします。

なお、不明な点等がありましたら、学校教育課までお問い合わせください。

記

不認定理由 :

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の大和高田市就学援助費事務取扱要綱の規定は、令和2年2月1日から適用する。

教育委員会告示第6号

大和高田市水泳監視員派遣要綱の一部を改正する等の告示を次のように定める。

令和2年3月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市立学校水泳監視員派遣要綱の一部を改正する等の告示

(大和高田市立学校水泳監視員派遣要綱の一部改正)

第1条 大和高田市立学校水泳監視員派遣要綱(平成16年教育委員会告示第15号)の一部を次のように改正する。

第6条(見出しを含む。)中「賃金」を「謝礼」に改め、同条第2項を削る。

(大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱等の廃止)

第2条 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第5号)
- (2) 大和高田市立学校特別支援学級支援事業実施要綱(平成16年教育委員会告示第12号)
- (3) 大和高田市立学校教育支援員派遣要綱(平成19年教育委員会告示第5号)
- (4) 児童ホーム臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第6号)

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会告示第7号

生徒派遣費補助要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

生徒派遣費補助要綱の一部を改正する告示

生徒派遣費補助要綱(平成14年教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱

第1条中「大和高田市立中学校の生徒」を「大和高田市立小学校及び中学校の児童生徒」に、「生徒又は」を「において児童生徒及び」に改め、「するため」の次に「、大和高田市補助金交付規則(平成12年規則第51号)及びこの告示に基づき」を加える。

第2条第1号中「競技会」の次に「及び公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会並びに文化クラブが参加する競技会の全国大会」を加え、同条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 近畿中学校体育連盟及び近畿各府県教育委員会が主催する近畿中学校総合体育大会並びに文化クラブが参加する競技会の近畿大会及び西日本大会
- (3) 前2号に掲げる団体に準ずる団体が主催する全国大会、近畿大会又は西日本大会であつて、教育委員会が適当であると認めたもの

第2条第4号を削る。

第3条中「大和高田市立中学校に就学する生徒」を「大和高田市立小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「前条の生徒」を「児童生徒」に、「に定める」を「各号に掲げる」に改め、同条第2号中「生徒」を「児童生徒」に改め、同号ただし書中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費等に関する条例」に改める。

第5条第2項中「前項」を「前2項」に、「1人当たりの補助金は、補助対象額」を「については、補助対象額の全額を補助するもの」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「(以下「補助金」という。))」を削り、同項ただし書中「第2号の大会並びに同条第4号の大会のうち」を「第3号の大会のうち」に、「第3号」を「第2号」に、「第4号」を「第3号」に、「近畿大会」を「近畿大会及び

西日本大会」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

児童1人当たりの派遣費補助の額(以下「補助金」という。)は、前条の補助対象額の2分の1の額とする。ただし、第2条第1号及び第3号の大会のうち全国大会に関しては5,000円を上限とし、同条第2号の大会及び同条第3号の大会のうち近畿大会及び西日本大会に関しては2,500円を上限とする。

第6条から第9条までを削り、第10条を第6条とする。

別記様式を削る。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会告示第8号

大和高田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和2年3月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示

大和高田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成14年教育委員会告示第18号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会告示第9号

大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市立高田商業高等学校生徒派遣費補助金交付要綱(平成14年教育委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「又は」を「及び」に改め、同条中「するため」の次に「、大和高田市補助金交付規則(平成12年規則第51号)及びこの告示に基づき」を加える。

第3条中「生徒」の次に「の保護者」を加える。

第4条中「前条の」を削り、「に定める」を「各号に掲げる」に改め、同条第2号ただし書中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費等に関する条例」に改める。

第5条から第8条までを削り、第9条を第5条とする。

別記様式を削る。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会告示第10号

大和高田市かたらい教室指導者に関する要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和2年3月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市かたらい教室指導者に関する要綱を廃止する告示

大和高田市かたらい教室指導者に関する要綱(平成26年教育委員会告示第2号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会告示第11号

大和高田市かたらい教室設置要綱を廃止する告示を別紙のように定める。

令和2年3月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市かたらい教室設置要綱を廃止する告示

大和高田市かたらい教室設置要綱（平成6年教育委員会告示第6号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会告示第12号

スポーツ大会出場者派遣費補助要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

スポーツ大会出場者派遣費補助要綱の一部を改正する告示

スポーツ大会出場者派遣費補助要綱（平成14年教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市スポーツ大会出場者派遣費補助金交付要綱

第1条中「するため」の次に「、大和高田市補助金交付規則（平成12年規則第51号）及びこの告示に基づき」を加える。

第3条第1項中「各号の」を「各号に掲げる」に改め、同条第2項中「各号の」を「各号に掲げる」に、「体協加盟団体に所属する競技団体」を「競技団体であって、大和高田市体育協会に所属するもの」に改める。

第4条中「前条の個人又は団体」を「補助対象者」に、「に定める」を「各号に掲げる」に改める。

第6条から第9条までを削り、第10条を第6条とする。

別記様式を削る。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第11号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年5月25日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和2年6月1日（月） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 西会議室

3 議案

- 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による
抹消について
- 第2号 選挙人名簿の定時登録について
- 第3号 在外選挙人名簿の登録について
- 第4号 その他

農業委員会**農業委員会規則第1号**

大和高田市農業委員会が保有する公文書の開示に関する規則及び大和高田市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和2年4月10日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

大和高田市農業委員会が保有する公文書の開示に関する規則及び大和高田市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 大和高田市農業委員会が保有する公文書の開示に関する規則(平成13年農業委員会規則第1号)
- (2) 大和高田市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(平成13年農業委員会規則第2号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農業委員会告示第4号

大和高田市農業委員会規程(昭和32年農業委員会告示第50号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

大和高田市農業委員会規程の一部を改正する規程

大和高田市農業委員会規程(昭和32年農業委員会告示第50号)の一部を次のように改正する。
第7条第3号中「臨時職員の任用」を「臨時的任用」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

農業委員会告示第6号

令和2年第6回大和高田市農業委員会の会議を次のとおり招集する。

令和2年5月28日

大和高田市農業委員会会長 今村 平治郎

1 日時

令和2年6月4日(木曜日)午後3時

2 場所

大和高田市役所 3階 西会議室

3 議案

第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 農地法第18条第6項についての通知の件
 第4号 その他

公営企業

企業管理規程第3号

大和高田市上下水道事業決裁規程等の一部を改正する等の規程を次のように定める。

令和2年3月31日

(大和高田市上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市上下水道事業決裁規程等の一部を改正する等の規程

(大和高田市上下水道事業決裁規程の一部改正)

第1条 大和高田市上下水道事業決裁規程(平成9年企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第5号中「臨時雇用」を「臨時的任用」に改める。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の給与に関する規程(昭和42年企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条」を「第20条」に、「企業職員(以下「職員」という。)」を「職員」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この規程において使用する用語の意義は、条例の例による。

第2条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与等に関する条例」に、「第3条第1項第1号」を「第3条第1項各号」に、「行政職給料表」を「給料表」に改める。

第3条中「初任給、昇給」の前に「職員(会計年度任用職員を除く。)」の「」を加え、「一般職の職員の給与に関する条例施行規則」を「一般職の職員の給与等に関する条例施行規則」に改め、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員の給料の額の決定については、当分の間、一般職条例第3条及び第4条の3、一般職条例施行規則並びに会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則(令和2年規則第9号)を準用する。

第4条中「一般職条例」の次に「及び一般職条例施行規則」を加える。

第5条中「並びに」を「及び」に改める。

第7条の見出しを「(宿日直手当)」に改める。

(大和高田市水道料金等徴収嘱託員に関する規程及び大和高田市水道量水器開閉栓等業務嘱託員に関する規程の廃止)

第3条 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 大和高田市水道料金等徴収嘱託員に関する規程(昭和60年企業管理規程第1号)

(2) 大和高田市水道量水器開閉栓等業務嘱託員に関する規程(平成24年企業管理規程第1号)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。